

船場地区HOPEゾーン協議会

第9回 総会

日時：平成28年5月20日（金）午後7時～

会場：辰野ひらのまちギャラリー

議事次第

1. 開会
2. 来賓紹介
3. 感謝状贈呈（平成27年度修景事例）
4. 議題
 - 1) 平成27年度活動報告 …………… 1
 - 2) 平成27年度決算報告・会計監査報告 …………… 6
 - 3) 平成28年度活動内容（案）・予算（案） …………… 8
 - 4) 平成28・29年度役員（案） …………… 10
5. その他
6. 閉会

参考資料

船場地区HOPEゾーン協議会規約・運用規則 …………… 12

【別途配布資料】

協議会ニュース vol.17

会員登録(新規・継続)申込書

1) 平成 27 年度活動報告

■活動経過一覧（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

月	全体活動	部会活動				
	総会・役員会	情報発信・活動企画		専門部会		
		ニュース	イベント等	近代建築等	道修町	三休橋筋
4	○役員会①					○部会①
5	■第8回総会 事業紹介パネル 展示		△実行委員会①			○部会②
6	○役員会②		○部会① △実行委員会②	○部会①		○部会③
7			○部会② △実行委員会③			
8	○役員会③	○編集会議 取材・ 編集作業	△実行委員会④	戦後ビルMAP 改訂版作成		
9		↓ 第16号発行	○部会③ △実行委員会⑤			○部会④
10	○役員会④		△実行委員会⑥ パンフレット発行	平成 27 年度修景意向調査		(修景) INYビル
11	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p align="center">船場博覧会 2015(17日～23日)</p> <p align="center">・企画展示「感じるままの北船場」「大阪弁川柳 2015」 「船場のみんながこんにちは」</p> <p align="center">・まちあるきツアー 等</p> </div>					
12	○役員会⑤		○部会④ △実行委員会⑦			○部会⑤
1			△実行委員会⑧			
2		○編集会議 取材・ 編集作業	△実行委員会⑨ パンフレット発行	完成		(修景)旧岡島新聞舗 北浜出張所
3	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p align="center">春の船場博覧会(2月26日～3月3日)</p> <p align="center">パネル展「感じるままの北船場」</p> </div>					
		↓ 第17号発行	△実行委員会⑩			完成 完成

■活動内容

1. 全体活動

(1) 総会の開催

日 時：平成 27 年 5 月 19 日 19:00～20:00

場 所：辰野ひらのまちギャラリー

内 容：平成 26 年度修景建物への感謝状贈呈
平成 26 年度活動・決算・会計監査報告
平成 27 年度活動内容・予算

(2) 役員会の開催（計 5 回）

開催日：平成 27 年 4 月 23 日, 6 月 23 日, 8 月 25 日, 10 月 20 日
12 月 16 日

場 所：少彦名神社 宣布室、緒方ビル 地下 1 階

内 容：各部会・イベント等の活動内容の確認・承認 ・予算管理、
次年度活動計画・予算案の検討 等

(3) その他

- ・ 修景事例集 vol. 2 の印刷
- ・ 地域活動団体主催のイベントへの協力
- ・ 会員登録の受付・管理

平成 27 年度会員登録数 182 名

内訳 登録会員 128 名、賛助会員 54 名（一般 33 名、特別 21 名）

2. 部会活動

(1) 情報発信・活動企画

○協議会ニュースの発行（計2回）各3,000部

第16号（平成27年9月30日発行）

内 容：修景事例集 vol.2 の紹介、総会開催報告 等

第17号（平成28年3月31日発行）

内 容：平成27年度まちなみ修景報告、総会案内
協議会活動報告（イベント・各部会） 等

○『船場博覧会 2015』

開催日：平成27年11月17日(火)～23日(月・祝)7日間

主 催：船場博覧会実行委員会

開催場所：メイン会場：辰野ひらのまちギャラリー
船場地区 HOPE ゾーン事業エリア内各所

内 容：船場博覧会実行委員会の一員として、船場地区の各所で船場の歴史的・文化的な資産を活かした展示・セミナー・コンサート・ツアーなど様々なプログラムを実施。

来場者数：約1,800名

<船場地区 HOPE ゾーン協議会による企画>

・船場‘いま’‘むかし’展 vol.8「感じるままの北船場」

街の何気ない風景を切り取った、フォトグラファー・奥脇孝一氏の写真を題材にアートディレクター・シマダタモツ氏が北船場をパネルで表現。

・「これは おもしろい！大阪弁川柳展 2015」

川柳コンテストの受賞作から厳選された作品を展示。「船場らしさ」が感じられる作品の他、時代背景を表した個性的な作品を紹介。

・「船場のみんながこんにちは」

船場博覧会を主催し、船場で活躍する各種団体の取り組みを紹介。

・「船場ことば劇場」

‘伝統を守るなにわの会’が演じるお話を上映。パネル展では「船場ことば」の保存・継承に尽力された清水路子さん（故人）の功績・資料を紹介。

・クリエイターが語る レンズを通して見た北船場

アートディレクター・シマダタモツ氏と、フォトグラファー・奥脇孝一氏の2人を交えて北船場についてのトークセッションを開催。

・対談：「大阪弁川柳の愉しみ方」

大西泰世氏（川柳作家）と池田吉孝氏による対談。

・船場の魅力発見ツアー

HOPE 事業修景建物を中心に船場エリアの魅力ある建物の内部まで巡るツアー。全4コースを実施。



＜その他メイン会場での関連企画＞

・「船場の老舗 沢の鶴と船場平野町」歴史展

2017年で創業300周年を迎える沢の鶴株式会社と、発祥の地である船場平野町とのつながりを紹介。



○『春の船場博覧会 2016～船場のおひなまつり～』

開催日：平成28年2月26日(金)～3月3日(木)7日間

主催：船場博覧会実行委員会

開催場所：芝川ビル、伏見ビル、少彦名神社、
田辺三菱製薬株式会社本社ビル、
船場地区HOPEゾーン事業エリア内各所

内容：北船場ゆかりの名家に代々伝わる雛人形の特別
展示公開を中心に、写真展やパネル展、街角コンサート等を開催。

来場者数：約5,500名

＜船場地区HOPEゾーン協議会による企画＞

・パネル展「感じるままの北船場」

秋の船場博覧会で開催したパネル展「感じるままの北船場」を田
辺三菱製薬株式会社本社ビルで再展示。



○協議会ホームページによる情報発信

内容：会員募集、特別賛助会員紹介、まちなみみどころマップによる近代
建築・戦後ビル・木造建築の紹介、船場博覧会のイベント告知、関
係先へのリンク等

アドレス：<http://semba-hope.main.jp>

(2) 専門部会

－ 1) 近代建築等部会

○部会の開催（計 1 回）

開催日：平成 27 年 6 月 24 日

内 容：戦後ビル MAP 改訂版作成について

○建物所有者への修景意向アンケート調査の実施（10 月）

○船場の戦後ビル MAP（2016 年改訂版）の作成・発行（10 月～3 月）

－ 2) 道修町部会

○建物所有者への修景意向アンケート調査の実施（10 月）

○他団体との調整（通年）

－ 3) 三休橋筋部会

○部会の開催（計 4 回）

開催日：平成 27 年 4 月 15 日、5 月 13 日、6 月 1 日、7 月 9 日、12 月 11 日

内 容：・三休橋筋のまちなみ修景について

○建物所有者への修景意向アンケート調査の実施（10 月）

2) 平成 27 年度決算報告・会計監査報告

■平成 27 年度決算報告

歳入

(単位:円)

項目	予算	決算	増減 (決-予)	摘要
大阪市補助金	330,000	330,000	0	
大阪市交付金	400,000	400,000	0	
寄附金等収入	400,000	433,958	33,958	内、会費(219,000円) 寄附等(214,958円)
繰越金	147,730	147,730	0	平成 26 年度繰越金
大阪集英教育会助成金	200,000	200,000	0	
合計	1,477,730	A 1,511,688	33,958	

歳出

(単位:円)

項目	予算	決算	増減 (予-決)	摘要
補助金活動費	660,000	703,779	△43,779	
HPの維持・更新	57,000	57,632	△632	更新管理費
イベントの開催	270,000	297,623	△27,623	船場博覧会パネル製作費等
部会活動	3,000	0	3,000	部会資料印刷費
協議会 PR ツール作成	300,000	324,810	△24,810	戦後ビル MAP 製作費
会議の開催	30,000	23,714	6,286	会議開催費
交付金活動費	400,000	410,368	△10,368	
協議会 News	260,000	238,464	21,536	NEWS16号,17号発行費
事業の広報と連絡会議	40,000	0	40,000	
まちあるきツアー・パネル展の実施・修景事例集の印刷	40,000	124,005	△84,005	ツアー資料印刷費、保険代等
修景意向アンケート	60,000	47,899	12,101	アンケート印刷・送付費等
その他自主活動費	417,730	325,476	92,254	
PR ツール作成	200,000	148,064	51,936	(大阪集英教育会助成金活用)
その他	217,730	177,412	40,318	(船場博覧会広報費等への負担金)
合計	1,477,730	B 1,439,623	38,107	

決算収支差引額 (A - B)

1,511,688 円 - 1,439,623 円 = 72,065 円 次年度への繰越

■平成 27 年度会計監査報告

会 計 監 査 報 告

船場地区HOPEゾーン協議会平成27年度の会計監査を次のとおり行いましたので、ご報告いたします。

記

監査資料 (1) 平成27年度現金預金出納帳
(2) 領収証等
(3) 預金通帳

監査結果 収入支出の実績、出納の事務管理等適正に処理されているものと認めます。

以上

平成28年 4 月 22 日

会計監査 渋谷 善雄

会計監査 園 佳子

船場地区HOPEゾーン協議会
会長 大橋 達夫 様

3) 平成 28 年度活動内容（案）・予算（案）

■平成 28 年度活動内容（案）

◆補助金活動（大阪市の補助金を活用して実施）

- ホームページの維持・更新
- イベントの開催
- 部会活動
- 協議会 PR ツールの作成
- 事業に関する会議の開催

◆交付金活動（大阪市の依頼を受けて実施）

- 協議会 NEWS の発行
- 大阪市 HOPE ゾーン事業の広報・大阪市との連絡会議等
- まちあるきツアー・パネル展の実施
- 修景事例集の印刷
- 修景意向アンケート調査
- 居住意向アンケート調査

◆その他自主活動（自己資金を活用して実施）

- PR ツールの作成等

■平成 28 年度予算（案）

歳入

（単位：円）

項目	予算額	摘要
大阪市補助金	250,000	
大阪市交付金	450,000	
大阪集英教育会助成金	300,000	
寄附金等収入	330,000	寄附金等・会費
繰越金	72,065	平成 27 年度繰越金
合計	1,402,065	

歳出

（単位：円）

項目	予算額	摘要
補助金活動費	500,000	
HPの維持・更新	57,000	委託料
イベントの開催	300,000	製作費・印刷製本費・報償費等
部会活動	3,000	部会資料印刷費等
協議会 PR ツール作成	120,000	印刷費等
会議の開催	20,000	会議開催費等
交付金活動費	450,000	
協議会 NEWS	260,000	デザイン・印刷製本費・送付費等(2 回発行、各3000部)
事業広報及び連絡会議	40,000	印刷製本費・通信運搬費等(会員への情報提供や連絡会議の開催)
まちあるきツアー・パネル展の実施・修景事例集の印刷	40,000	印刷費・製作費等
修景意向アンケート	60,000	印刷費・通信運搬費
居住意向アンケート	50,000	印刷費
その他自主活動費	452,065	
PR ツール作成	300,000	(大阪集英教育会助成金活用)
その他	152,065	(船場博覧会広報費への負担金等)
合計	1,402,065	

4) 船場 HOPE ゾーン協議会 平成 28・29 年度役員一覧 (案)

(任期：平成 28 年度・29 年度の 2 カ年)

	氏名	所属等
会長	おおはし たつお 大橋 達夫	集英連合振興町会 会長
副会長	はしもと ひでお 橋本 英男	船場連合振興町会 会長
	かわかみ じゅん 川上 潤	愛日連合振興町会 会長
事務局長	べっしょ としあき 別所 俊顕	少彦名神社 名誉宮司
会計	むらはし さち 村橋 紗知	伏見ビル ギャラリーもず
理事	いけだ よしたか 池田 吉孝	高麗橋 2 丁目 町会長
	こにし てつお 小西 哲夫	コニシ株式会社 取締役
	さわだ みつる 澤田 充	北船場くらぶ 代表
	しゅくたに りょういち 宿谷 良一	三休橋筋協同組合 事務局長
	ひび てつお 日比 哲夫	船場げんきの会 副代表世話人
	おおにし ひろか 大西 弘薫	堺筋アメニティ・ソサエティ 事務局長
	おかもと ひろのり 岡本 浩典	三休橋筋商業協同組合
	ほんだ ふみお 本多 文雄	大阪ガス株式会社 理事・近畿圏部長

平成 28・29 年度会計監査 (案)

	氏名	所属等
会計監査	しぶたに よしお 澁谷 善雄	株式会社 澁谷利兵衛商店
	その けいこ 園 佳子	船場連合振興町会副会長 兼女性部長

參考資料

船場地区HOPEゾーン協議会規約

制定 平成20年8月6日

改正 平成22年6月7日

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、「船場地区HOPEゾーン協議会」と称する。

(目的)

第2条

協議会は、大阪市HOPEゾーン事業を活用し、協議会会員をはじめ、船場のまちに関わり、その魅力を知り、守り、伝えようとする多種多様な人・企業・団体の方々と一緒に、行政等と連携・協働で、近代建築などの船場地区の文化的・歴史的な資産を活かした、より魅力的なまちなみづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第3条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちなみ形成のルールづくりに関すること
- (2) まちなみ形成に係る広報・啓発に関すること
- (3) まちなみ形成に係る調査・研究に関すること
- (4) まちなみ形成に係る情報交換並びに交流に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事業

(事業対象区域)

第4条

前条の事業は、大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱別表に定めるHOPEゾーン事業区域「船場地区」を対象に行う。

(会員)

第5条

協議会の会員は、本協議会の目的に賛同する次のいずれかに該当する個人、企業または団体で、会員申込みを行い、要件に合致すると認められたものとする。

- (1) 区域内に居住する者または事業を営む者あるいはその団体・企業
- (2) 区域内に土地、建物等を所有する者あるいはその団体・企業
- (3) 協議会の目的に賛同し、協力する個人または団体・企業
- (4) 協議会の目的に賛同し、事業に専門的に関わり、協力する学識経験者、専門家等

2 会員種別、要件及び申込みについての詳細は、別途定める。

第2章 役員等

(役員等)

第6条

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名

- (5) 理事 15名以内
- 2 協議会に会計監査2名を置く。
- 3 必要に応じて、協議会に相談役及び顧問を若干名、置くことができる。

(役員等の選任)

第7条

- 会長、副会長、事務局長、会計、理事、会計監査は総会において選出する。
- 2 顧問、相談役は会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第8条

役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会の事業全体を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事業事務を統括する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 理事は、協議会の事業の円滑な遂行にあたる。
- (6) 会計監査は、協議会の会計監査を行う。
- (7) 顧問及び相談役は、協議会の事業全般に対して適宜支援・助言する。

(役員等の任期)

第9条

役員等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員等の変更)

第10条

役員等の変更は、在任期間中に限り、役員会の同意を得て行うことができる。

第3章 組織

(総会)

第11条

- 総会は、協議会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、年1回開催し、臨時総会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 前年度事業報告の承認
 - (2) 前年度会計決算の承認
 - (3) 本年度事業計画案の承認
 - (4) 本年度予算案の承認
 - (5) 規約の改正
 - (6) 役員を選出
 - (7) その他協議会の重要事項に関すること
- 4 総会の議事は、出席者の過半数を持って決する。

(役員会)

第12条

役員会は、第6条第1項(1)～(5)に定める役員で構成し、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 役員会は、総会で議決された計画等に沿って、事業を調整し、会員等と連携・協働して実施にあたる。
- 3 会長は、役員会に、必要な関係者を出席させることができる。

(専門部会)

第13条

会長は、協議会事業を円滑に進めるために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する役員及び賛助会員で構成し、役員会と連携・調整しながら、協議会事業の専門的な事項について企画・実行する。

第4章 会計

(会計)

第14条

協議会の会計は、協議会助成金、会費、寄附金、事業収入、その他収入を当てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会計監査は、会計年度終了時に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(報告)

第15条

協議会の事業の状況等については、毎年上半期と事業年度終了後の2回、速やかに大阪市に報告するものとする。

(事務所)

第16条

協議会事務所は、船場地区 HOPE ゾーン事業地区内に置く。

(その他)

第17条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 第14条の規定に関わらず、平成20年度の会計年度は平成20年8月6日から平成21年3月31日までとする。
- 2 この規約は、平成20年8月6日から施行する。

付 則

この規約は、平成22年6月7日から施行する。

■運用細則(規約第5条第2項関係)

制定 平成22年6月7日

1. 会員の種別

会員の種別は「登録会員」と「賛助会員」の2種類とする

2. 会員要件

会員の要件は次のとおりとする。

- 1) 規則5条第1項の規定に合致していること
- 2) 登録会員については、メールアドレスを保有していること
- 3) 賛助会員については、会費として、年度毎に活動賛助金(1口 1,000円)を必要口数以上納入すること

3. 会費

会員の会費は次のとおりとする。

- 1) 登録会員については、無料
- 2) 賛助会員については、年度毎に、一般賛助会員は活動賛助金1口以上(1,000円以上)、特別賛助会員は5口以上(5,000円以上)を会費として納入する

4. 特典等

会員に対して、協議会は以下の情報提供等を行う。

- 1) 登録会員については、メールで協議会活動情報の提供を行う。
- 2) 賛助会員については、
 - ・メールまたは郵送による協議会活動情報の提供
 - ・協議会所有資料の無料貸出(使用目的・資料種別等によって、費用が発生する場合や貸出不可となる場合もあり。営利目的等で使用する場合は、その利益の一部を協議会活動への寄附とする等の条件を付加する場合もあり)を行う。

また、特別賛助会員には、上記に加え、当該会員の行う事業・活動等に対して、

- ① 議会ホームページ等への掲載
会員名・ロゴマーク・PRコメント、会員WEBへのリンクなど
- ② 議会イベント・ワークショップ等でのPR支援・協力
会員が発行する広報誌・パンフレット配布やポスター掲示等のPR協力、商品PR・活動PRの時間・場所等の提供(商品等の販売も含む。ただし、その場合、利益の一部を協議会活動への寄附とする等の条件を付加する場合もあり)
- ③ 協議会イベント等との事業コラボなどの支援・協力を行う。

5. 申込み等

- 1) 会員の申込みの際には、所定の申込書を協議会事務局に提出し、協議会規約・当規定に合致している旨の承認を得るものとする。
- 2) 会員の申込みを解除しようとする場合は、その旨を事務局に届けることとする。解除の届出の有無に関わらず、協議会規約・当規定に合致しないことが明らかになった場合は、会員承認を取り消すこととする。
- 3) 会員がすでに納入した会費等については、原則返還しない。

本日はありがとうございました



船場地区HOPEゾーン協議会

<http://semba-hope.main.jp>